

(令和4年分用)

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けるため(注)の適用要件を確認する際に使用してください。

2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

(注)「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除』(一般措置)の適用要件チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称:

贈与者氏名:

受贈者(特例適用者)

住所

氏名

電話

()

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料	
贈与者	(1) (2)の場合以外の場合ですか。	はい	/	-	
	贈与前のい ずれの日 ① その会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下 同じです。)を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款 の写しなど	
	贈与の直 前(注1) ② 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議 決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定 款の写し、戸籍の謄本 又は抄本など	
	③ 贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者(会社の特 例経営承継受贈者となる者を除きます。)の中で最も多くの議 決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定 款の写し、戸籍の謄本 又は抄本など	
	贈与の時 その会社の代表権を有していますか。	いいえ	はい	○ 登記事項証明書、定 款の写しなど	
後継者 (受贈者)	(2) その会社の非上場株式等について既に租税特別措置法第70条の7の5第 1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定(以下、「特 例措置」といいます。)の適用を受けている者等がありますか。	はい	/	○ 特例株式等納税猶予 税額の計算書(贈与税) など	
	贈与の時 その会社の代表権を有していますか。	いいえ	はい	○ 登記事項証明書、定 款の写しなど	
	贈与の時	① 次のイ、ロの場合に応じて、どちらかの要件を確認してくだ さい。 イ その会社の非上場株式等の取得が最初の特例措置の適用 に係る贈与又は相続若しくは遺贈による取得である場合 平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の贈与 による取得ですか。	はい	いいえ	○ 認定書の写しなど
		ロ イの場合以外の場合 イの最初の取得の日から特例経営贈与承継期間の末日ま での間に贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与による 取得ですか。(注4)	はい	いいえ	○ 認定書の写し、特例 株式等納税猶予税額の 計算書(贈与税)など
		② 18歳(令和4年3月31日以前の贈与については、20歳)以上 ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍の謄本又は抄本
③ その会社の代表権を有していますか。		はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定 款の写しなど	
贈与の日	④ 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議 決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定 款の写し、戸籍の謄本 又は抄本など	
	⑤ 次のイ、ロの場合に応じて、どちらかの要件を確認してく ださい。(注5) イ 後継者が1人の場合 後継者及び後継者と特別の関係がある者(その後継者以外 の特例措置の適用を受ける者を除きます。ロにおいて同じ です。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。 (注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定 款の写し、戸籍の謄本 又は抄本など	
	ロ 後継者が2人又は3人の場合 総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者 と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有し ていますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定 款の写し、戸籍の謄本 又は抄本など	
	○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定 款の写しなど	
贈与の時から 申告期限まで	○ 特例対象受贈非上場株式等の全てを保有していますか。 (注6)	はい	いいえ	○ 特例株式等納税猶予 税額の計算書(贈与税) など	

※ 2面に続きます。

(1面からの続きです。)

項目	確認内容 (適用要件)	確認結果		確認の基となる資料
後継者 (受贈者)	<p>申告期限まで</p> <p>① その会社の非上場株式会社等について、租税特別措置法第70条の7第1項、第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項の規定の適用を受けていませんか。</p> <p>② 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第1号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第1項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けた会社の特例後継者ですか。(注7)・(注8)</p>	はい	いいえ	<p>○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など</p> <p>○ 確認書の写し</p>
会社	<p>贈与の時</p> <p>① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注7)</p> <p>② 中小企業者ですか。</p> <p>③ 非上場会社ですか。</p> <p>④ 風俗営業会社には該当していませんか。(注9)</p> <p>⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注10)</p> <p>⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注11)・(注12)</p> <p>⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注13)</p> <p>⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注14)</p> <p>⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者その他の者のみが保有していますか。(注15)</p> <p>⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。</p>	はい はい はい はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	<p>○ 認定書の写し</p> <p>○ 従業員数証明書</p> <p>○ 貸借対照表・損益計算書など</p> <p>○ 損益計算書など</p> <p>○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など</p> <p>○ 特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など</p>

- (注) 1 代表権を有していた贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。
- 4 「特例経営贈与承継期間」とは、この特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの特例の適用を受ける特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(1) 後継者の最初のこの特例の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
(2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- 5 ⑤のイ又はロのいずれかの場合に該当するかは、その贈与者から同一年中にその会社の非上場株式等を贈与により取得した後継者の数によります。
- 6 「特例対象受贈非上場株式会社等」とは、租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する株式等をいいます。
- 7 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
- 8 「特例後継者」とは、円滑化省令第16条第1号ロに規定する者のことをいいます。なお、円滑化省令第17条第1項の確認は、令和6年3月31日までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、その確認を受けることとされています。
- 9 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 10 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第7項において準用する同令第40条の8第8項に規定する会社をいいます。
- 11 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項において準用する同令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。
- 12 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限り、同令第40条の8第9項に定める関係をいいます。
- 13 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 14 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第9項において準用する同令第40条の8第10項第1号の総収入金額をいいます。
- 15 「後継者その他の者」とは、その会社の非上場株式等につき特例措置の適用を受けている者など、租税特別措置法施行令第40条の8の5第1項第2号に掲げる者をいいます。

(令和4年分用)

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けるため(注)の提出書類を確認する際に使用してください。

2 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

(注) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除』(一般措置)の提出書類チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称:

贈与者氏名:

受贈者等(特例適用者)

住所

氏名

電話

()

関 与 税 理 士	所在地			
	氏名		電話	

	提出書類	チェック欄
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける非上場株式等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類(「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」に必要な事項を記載してください。)	<input type="checkbox"/>
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りません。)	<input type="checkbox"/>
3	贈与の時ににおける会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
4	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の認定書(円滑化省令第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限りません。)の写し及び円滑化省令第7条第6項(同条第8項において準用する場合を含みます。)の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
5	円滑化省令第17条第5項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>

(注) 1 担保提供書及び担保関係書類が別途必要となります。

2 この制度の適用に係る贈与者から贈与を受けた非上場株式等について相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」及びその添付書類の提出が別途必要になります。なお、当該贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前に「相続時精算課税選択届出書」を提出している場合には、再度提出する必要はありません。

(参考) 相続時精算課税の適用要件

・贈与者…その年の1月1日において60歳以上である者

・受贈者…その年の1月1日において18歳(*)以上である者で、次に掲げる者

① 贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫

② ①以外のもので、租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受ける者

※ 「18歳」とあるのは、令和4年3月31日以前の贈与については、「20歳」となります。

〔令和5年分用〕「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の適用を受けるため(※)の適用要件を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 被相続人からの特例贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシートを使用してください。
 ※ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除』(一般措置)の適用要件チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称：

被相続人氏名：

相続人等(特例適用者)

住所

氏名

電話 ()

関与税理士	所在地		
	氏名		電話

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料														
被相続人	(1) (2)の場合以外の場合ですか。	はい	いいえ	—														
	<table border="1"> <tr> <td>相続開始前のいずれの日</td> <td>① その会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じです。)を有していたことがありますか。</td> <td>はい</td> <td>いいえ</td> <td>○ 登記事項証明書、定款の写しなど</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">相続開始の直前(注1)</td> <td>② 被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)</td> <td>はい</td> <td>いいえ</td> <td>○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など</td> </tr> <tr> <td>③ 被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者(会社の特例経営承継相続人等となる者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)</td> <td>はい</td> <td>いいえ</td> <td>○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など</td> </tr> </table>	相続開始前のいずれの日	① その会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じです。)を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど	相続開始の直前(注1)	② 被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など	③ 被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者(会社の特例経営承継相続人等となる者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など
	相続開始前のいずれの日	① その会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じです。)を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど													
相続開始の直前(注1)	② 被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など														
	③ 被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者(会社の特例経営承継相続人等となる者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など														
相続開始の直前	○ その会社の役員ですか(被相続人が70歳未満で死亡した場合及び後継者が円滑化省令の確認を受けた特例承継計画に記載されている特例後継者である場合を除きます。)(注4)・(注5)	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど														
後継者(相続人等)	相続開始の時	① 次のイ、ロの場合に応じて、どちらかの要件を確認してください。 イ その会社の非上場株式等の取得が最初の特例措置の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈による取得である場合 平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の相続又は遺贈(以下「相続等」といいます。)による取得ですか。 ロ イの場合の以外の場合 イの最初の取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続等による取得ですか。(注6) ② 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ③ 次のイ、ロの場合に応じて、どちらかの要件を確認してください。 イ 後継者が1人の場合 後継者及び後継者と特別の関係がある者(その後継者以外の特例措置の適用を受ける者を除きます。ロにおいて同じです。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ロ 後継者が2人又は3人の場合 総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 認定書の写し、戸籍の謄本又は抄本など													
	相続開始の日の翌日から5か月を経過する日	○ その会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど													
	相続開始の時から申告期限まで	○ 特例対象非上場株式等の全てを保有していますか。(注7)	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など													
	申告期限まで	① その会社の株式等について、租税特別措置法第70条の7第1項、第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項の規定の適用を受けていませんか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など													
		② 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第1号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第1項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けた会社の特例後継者ですか。(注4)・(注8)	はい	いいえ	○ 確認書の写し													

(1面からの続きです。)

項目	確認内容 (適用要件)	確認結果		確認の基となる資料
会社 相続開始の時	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注4)	はい	いいえ	○ 認定書の写し
	② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	
	③ 非上場会社ですか。	はい	いいえ	
	④ 風俗営業会社には該当していませんか。(注9)	はい	いいえ	
	⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。 また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注10)	はい	いいえ	
	⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注11)・(注12)	はい	いいえ	○ 従業員数証明書
	⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注13)・(注14)	はい	いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
	⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注15)	はい	いいえ	○ 損益計算書など
	⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者その他の者のみが保有していますか。(注16)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
	⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など

- (注) 1 代表権を有していた被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。
- 4 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
- 5 災害等(租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。以下14において同じです。)が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の2第31項第1号、第2号又は第4号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、この要件は不要とされます。
- 6 「特例経営承継期間」とは、この特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限*の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの特例の適用を受ける後継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(1) 後継者の最初のこの特例の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限*の翌日以後5年を経過する日
(2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限*の翌日以後5年を経過する日
※ 災害等により申告期限の延長がされる場合には、その延長後の申告期限となります。
- 7 「特例対象非上場株式等」とは、租税特別措置法第70条の7の6第1項に規定する株式等をいいます。
- 8 「特例後継者」とは、円滑化省令第16条第1号ロに規定する者のことをいいます。なお、円滑化省令第17条第1項の確認は、令和6年3月31日までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、その確認を受けることとされています。
- 9 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 10 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第8項において準用する同令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。
- 11 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 12 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の50%超の数の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。
- 13 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 14 災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした特例対象非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、⑦の要件は不要とされます。
- 15 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第9項において準用する同令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- 16 「後継者その他の者」とは、その会社の非上場株式等につき特例措置の適用を受けている者など、租税特別措置法施行令第40条の8の6第1項第2号に掲げる者をいいます。

〔令和5年分用〕「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の適用を受けるため(※)の提出書類を確認する際に使用してください。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 被相続人からの特例贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の提出書類チェックシートを使用してください。
※ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除』(一般措置)の提出書類チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称： _____ 被相続人氏名： _____

相続人等(特例適用者)

住所 _____
氏名 _____
電話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

(注)担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の直前及び相続開始の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限ります。)	<input type="checkbox"/>
2	相続開始の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
3	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)	<input type="checkbox"/>
4	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の認定書(円滑化省令第6条第1項第12号又は第14号の事由に係るものに限ります。)の写し及び円滑化省令第7条第7項(同条第9項において準用する場合を含みます。)の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
5	円滑化省令第17条第5項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>

* 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート(2面)における(注)5又は14に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

〔令和5年分用〕「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(一般措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受けている人が、その制度に係る贈与者等の死亡により、その制度の適用に係る株式等について租税特別措置法第70条の7の3の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4)の適用を受けるため(※)の適用要件を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの制度の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して制度の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 相続又は遺贈により取得した非上場株式等(租税特別措置法第70条の7の3の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等を除きます。)について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(一般措置)の適用要件チェックシートを使用してください。
 ※ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けている人が「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)を受ける場合には、「『非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例』(特例措置)の適用要件チェックシート」を使用してください。

制度の適用に係る会社の名称：

被相続人(贈与者)氏名：

相続人等(制度適用者)

住所
氏名
電話 ()

関与税理士	所在地		
	氏名		電話

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料
後継者(相続人等)	① その会社の代表権を有していますか。 ② 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注1)・(注2) ③ 後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注1)・(注2)	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
会社	① 円滑化省令第13条第1項(同条第3項において準用する場合も含みます。)の都道府県知事の確認を受けていますか。(注3) ② 風俗営業会社には該当していませんか。(注4) ③ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。(注5) ④ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、制度の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注6)・(注7) ⑤ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注8)・(注9) ⑥ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注10) ⑦ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者の方のみが保有していますか。 [租税特別措置法第70条の7第1項の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は租税特別措置法第70条の7の2第1項の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に贈与者が死亡した場合には、次の⑧の要件についても確認してください。] ⑧ その会社と特定特別関係会社は、非上場会社ですか。(注5)	はい	いいえ	○ 確認書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 確認書の写し

- (注) 1 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の4第7項の規定により準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 2 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
 なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。
 3 「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
 4 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
 5 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の4第5項において準用する同令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。
 6 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。

※ 2面に続きます。

(1面の注書の続きです。)

- (注) 7 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の50%超の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限り、
- 8 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の4第3項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 9 災害等(租税特別措置法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。)が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に租税特別措置法第70条の7の3の規定により相続又は遺贈により取得をしたとみなされた株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の4第18項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより⑤の要件が除かれます。
- 10 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の4第6項において準用する同令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。

〔令和5年分用〕「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7）の適用を受けている人が、その制度に係る贈与者等の死亡により、その制度の適用に係る株式等について租税特別措置法第70条の7の3の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4）の適用を受けるため（※）の提出書類を確認する際に使用してください。
- 2 このチェックシートは、申告書の作成に際して制度の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 3 相続又は遺贈により取得した非上場株式等（租税特別措置法第70条の7の3の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等を除きます。）について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2）の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の提出書類チェックシートを使用してください。
 ※ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5）の適用を受けている人が「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8）を受ける場合には、「『非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例』（特例措置）の提出書類チェックシート」を使用してください。

制度の適用に係る会社の名称： _____ 被相続人（贈与者）氏名： _____

相続人等（制度適用者）

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

(注) 担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等（その会社が証明したものに限ります。）	<input type="checkbox"/>
2	相続開始の時ににおける会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。）	<input type="checkbox"/>
3	円滑化省令第13条第2項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し及び同条第12項の都道府県知事の確認書の写し	<input type="checkbox"/>
4	被相続人の相続開始の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5か月（被相続人が次の(1)、(2)に掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には3か月）を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、会社の経営に関する事項を記載した書類（該当あり <input type="checkbox"/> 、該当なし <input type="checkbox"/> (1) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 (2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日	<input type="checkbox"/>

※ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の適用要件チェックシート(2面)における(注)9に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

(令和4年分用) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(一般措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受けるため(注)の適用要件を確認する際に使用してください。
2 「確認結果」欄の左側のみに〇がある場合には、原則としてこの制度の適用を受けることができます。
3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、この制度の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

(注) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』(特例措置)の適用要件チェックシート」を使用してください。

制度の適用に係る会社の名称: 贈与者氏名:

受贈者(制度適用者)

住所
氏名
電話

Table with columns for 関与税理士, 所在地, 氏名, 電話

Main table with columns: 項目, 確認内容(適用要件), 確認結果, 確認の基となる資料. Rows include 贈与者 and 後継者(受贈者) sections.

(1面からの続きです。)

項目	確認内容 (適用要件)	確認結果		確認の基となる資料
会社 贈与の時	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注6)	はい	いいえ	○ 認定書の写し
	② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	
	③ 非上場会社ですか。	はい	いいえ	
	④ 風俗営業会社には該当していませんか。(注7)	はい	いいえ	
	⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。 また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注8)	はい	いいえ	
	⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、制度の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注9)・(注10)	はい	いいえ	○ 従業員数証明書
	⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注11)	はい	いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
	⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注12)	はい	いいえ	○ 損益計算書など
	⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
	⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など

- (注) 1 代表権を有していた贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に規定する特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。
- 4 「経営贈与承継期間」とは、この制度の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(1) 後継者の最初のこの制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
(2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- 5 「対象受贈非上場株式等」とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。
- 6 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
- 7 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 8 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する会社をいいます。
- 9 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。
- 10 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限りです。
- 11 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 12 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第10項第1号の総収入金額をいいます。

(令和4年分用)

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(一般措置)の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受けるため(注)の提出書類を確認する際に使用してください。

2 このチェックシートは、申告書の作成に際して、この制度の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

(注) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例』(特例措置)の提出書類チェックシート」を使用してください。

制度の適用に係る会社の名称： _____ 贈与者氏名： _____

受贈者等(制度適用者)

住 所 _____

氏 名 _____

電話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

	提 出 書 類	チェック欄
1	この制度の適用を受ける旨、制度の適用を受ける非上場株式等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類(「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」に必要な事項を記載してください。)	<input type="checkbox"/>
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数を確認できる書類等(その会社が証明したものに限りません。)	<input type="checkbox"/>
3	贈与の時ににおける会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
4	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の認定書(円滑化省令第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限りません。)の写し及び円滑化省令第7条第2項(同条第4項において準用する場合を含みます。)の申請書の写し(租税特別措置法第70条の7第2項第3号イからトまでに掲げる要件の全てを満たす者が2人以上ある場合には、会社が定めた1人の者の記載があるものに限りません。)	<input type="checkbox"/>

(注) 1 担保提供書及び担保関係書類が別途必要となります。

2 この制度の適用に係る贈与者から贈与を受けた非上場株式等について相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」及びその添付書類の提出が別途必要になります。なお、当該贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前に「相続時精算課税選択届出書」を提出している場合には、再度提出する必要はありません。

(参考) 相続時精算課税の適用要件

- ・贈与者・・・その年の1月1日において60歳以上である者
- ・受贈者・・・その年の1月1日において18歳[※]以上である者で、贈与を受けた日の現在において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫

※ 「18歳」とあるのは、令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

〔令和5年分用〕「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(一般措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2)の適用を受けるため(※)の適用要件を確認する際に使用してください。
2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの制度の適用を受けることができます。
3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、制度の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
4 被相続人からの贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの制度の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
5 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4)の制度の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(一般措置)」の適用要件チェックシートを使用してください。
6 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの制度の適用を受ける場合には、2面の要件も確認してください。
※ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例』(特例措置)の適用要件チェックシート」を使用してください。

制度の適用に係る会社の名称:

被相続人氏名:

相続人等(制度適用者)

住所

氏名

電話 ()

Table with columns: 関与税理士, 所在地, 氏名, 電話

Main checklist table with columns: 項目, 確認内容(適用要件), 確認結果, 確認の基となる資料

※ 2面に続きます。

(1面からの続きです。)

会社	相続開始の時	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注7)	はい	いいえ	○ 認定書の写し
		② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	
		③ 非上場会社ですか。	はい	いいえ	
		④ 風俗営業会社には該当していませんか。(注8)	はい	いいえ	
		⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注9)	はい	いいえ	
		⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、制度の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注10)・(注11)	はい	いいえ	○ 従業員数証明書
		⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注12)・(注13)	はい	いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
		⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注14)	はい	いいえ	○ 損益計算書など
		⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など

- (注) 1 代表権を有していた被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。
- 4 災害等(租税特別措置法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。以下13において同じです。)が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の2第31項第1号、第2号又は第4号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、この要件が不要とされます。
- 5 「経営承継期間」とは、この制度の適用に係る相続税の申告書の提出期限*の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける後継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (1) 後継者の最初のこの制度の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限*の翌日以後5年を経過する日
- (2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限*の翌日以後5年を経過する日
- ※ 災害等により申告期限の延長がされる場合には、その延長後の申告期限となります。
- 6 「対象非上場株式等」とは、租税特別措置法第70条の7の2第1項に規定する株式等をいいます。
- 7 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。
- 8 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 9 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。
- 10 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 11 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。))の総数等の50%超の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。
- 12 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 13 災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした対象非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、⑦の要件が不要とされます。
- 14 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。

※ 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの制度の適用を受ける場合に併せて確認してください。

項目	確認内容(適用要件)	確認結果	
同族株式等・特定同族株式等	① 平成22年3月31日までに後継者の納税地の所轄税務署長に、この制度の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した届出書を提出していますか。	はい	いいえ
	② 後継者は、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていますか。	はい	いいえ
	③ 制度の適用を受けることを選択した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等の全てを贈与の時から相続税の申告期限までの間保有していますか。	はい	いいえ
特定同族株式等	○ 後継者が所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第70条の3の3第3項第4号に規定する確認日の翌日から2か月を経過する日までに、同条第1項に規定する確認書を後継者の納税地の所轄税務署長に提出していますか。	はい	いいえ

〔令和5年分用〕「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2）の適用を受けるため(※)の提出書類を確認する際に使用してください。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、制度の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 被相続人からの贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの制度の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4）の制度の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（一般措置）」の提出書類チェックシートを使用してください。
- 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの制度の適用を受ける場合には、下段の提出書類も確認してください。
 ※ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6）の適用を受ける場合には「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例』（特例措置）の提出書類チェックシート」を使用してください。

制度の適用に係る会社の名称： _____ 被相続人氏名： _____

相続人等（制度適用者）

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____ (_____)

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

(注) 担保提供書及び担保関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の直前及び相続開始の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等（その会社が証明したものに限ります。）	<input type="checkbox"/>
2	相続開始の時ににおける会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。）	<input type="checkbox"/>
3	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	<input type="checkbox"/>
4	円滑化法施行規則第7条第14項の都道府県知事の認定書（同令第6条第1項第8号又は第10号の事由に係るものに限ります。）の写し及び同令第7条第3項（同条第5項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し（租税特別措置法第70条の7の2第2項第3号イからへまでに掲げる要件の全てを満たす者が2人以上ある場合には、会社が定めた1人の者の記載があるものに限ります。）	<input type="checkbox"/>

* 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の適用要件チェックシート(2面)における(注)4又は13に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの制度の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。

提出書類	チェック欄
後継者(相続人等)が、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>

(注) 特定同族株式等の贈与者が死亡した場合には、上記の書類の提出は必要ありません。

〔令和5年分用〕「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けている人が、特例贈与者の死亡により、その特例の適用に係る株式等について租税特別措置法第70条の7の7の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受けるため(※)の適用要件を確認する際に使用してください。
2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
3 このチェックシートは、申告書の作成に際して特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
4 相続又は遺贈により取得した非上場株式等(租税特別措置法第70条の7の7の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等を除きます。)について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の特例の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシートを使用してください。
※ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受けている人が「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4)を受ける場合には、「『非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除』(一般措置)の適用要件チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称： 被相続人(特例贈与者)氏名：

相続人等(特例適用者)

住所

氏名

電話 ()

Table with columns for tax agent (関与税理士), location (所在地), name (氏名), and phone number (電話).

Main checklist table with columns: Item (項目), Confirmation Content (確認内容(適用要件)), Confirmation Result (確認結果), and Basis for Confirmation (確認の基となる資料). Rows include 'Successor (相続人等)' and 'Company (会社)'.

(注) 1 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に規定する特別の関係がある者をいいます。
2 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
3 「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
4 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

※ 2面に続きます。

(1 面の注書の続きです。)

- (注) 5 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第6項において準用する同令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。
- 6 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第5項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 7 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式等（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。）がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限り、
- 8 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第4項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 9 災害等（租税特別措置法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。）が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に租税特別措置法第70条の7の7の規定により相続又は遺贈により取得をしたとみなされた株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより⑤の要件が除かれます。
- 10 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第7項において準用する同令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- 11 「後継者その他の者」とは、その会社の非上場株式等につき特例措置の適用を受けている者など、租税特別措置法施行令第40条の8の6第1項第2号に掲げる者をいいます。

(令和5年分用)「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けている人が、特例贈与者の死亡により、その特例の適用に係る株式等について租税特別措置法第70条の7の7の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受けるため(※)の提出書類を確認する際に使用してください。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して特例の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 相続又は遺贈により取得した非上場株式等(租税特別措置法第70条の7の7の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等を除きます。)について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の特例の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の提出書類チェックシートを使用してください。
※ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受けている人が「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4)を受ける場合には、「『非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除』(一般措置)の提出書類チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称：

被相続人(特例贈与者)氏名：

相続人等(特例適用者)

住 所 _____
氏 名 _____
電 話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

(注)担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りません。)	<input type="checkbox"/>
2	相続開始の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
3	円滑化省令第13条第4項又は第5項において準用する同条第2項の申請書の写し及び同条第12項の都道府県知事の確認書の写し	<input type="checkbox"/>
4	被相続人の相続開始の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5か月(被相続人が次の(1)、(2)に掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には3か月)を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、会社の経営に関する事項を記載した書類 (<input type="checkbox"/> 該当あり、 <input type="checkbox"/> 該当なし) (1) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 (2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日	<input type="checkbox"/>

※ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート(2面)における(注)9に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

〔令和4年分用〕「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8)の適用を受けるための適用要件を確認する際に使用してください。
2 「確認結果」欄の左側のみに〇がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用に係る贈与者ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

受贈者(特例適用者)

贈与者氏名:

住所
氏名
電話

Table with 4 columns: 関与税理士, 所在地, 氏名, 電話

Main table with 4 columns: 項目, 確認内容(適用要件), 確認結果, 確認の基となる資料. Rows include 贈与者 and 後継者(受贈者) sections.

(1面からの続きです。)

項目	確認内容 (適用要件)		確認結果		確認の基となる資料
後継者 (受贈者)	贈与の時から申告期限まで	○ 特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、引き続きその特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、青色申告決算書など
	申告期限まで	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注5) ② 中小企業者ですか。 ③ その事業について開業の届出書を提出していますか。 ④ その事業について青色申告の承認を受けていますか。(注6) ⑤ 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第3号に係るものに限り、円滑化省令第18条第7項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けていますか。(注5)	はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	○ 認定書の写し ○ 認定書の写し ○ 開業の届出書 ○ 青色申告承認申請書 ○ 確認書の写し
特定事業用資産	共通	① 次の区分に応じ、それぞれの日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている資産ですか。 イ 贈与者が1面の(1)に該当する場合 その贈与者の贈与の日 ロ 贈与者が1面の(2)に該当する場合 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る贈与の日又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続開始の日 ② 特定事業用資産に係る事業は、不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業に該当しませんか。	はい	いいえ	○ 青色申告決算書 ○ 青色申告決算書
		宅地等	① 土地又は土地の上に存する権利で、一定の建物又は構築物の敷地の用に供されていますか。(注7) ② 贈与者の事業の用に供されていた宅地等のうち棚卸資産に該当しない宅地等ですか。(注8)	はい はい	いいえ いいえ
	建物	○ 贈与者の事業の用に供されていた建物のうち棚卸資産に該当しない建物ですか。(注8)	はい	いいえ	○ 青色申告決算書、登記事項証明書など
	減価償却資産	○ 固定資産税の課税対象とされる資産など、租税特別措置法第70条の6の8第2項第1号ハに定める一定の減価償却資産に該当しますか。(注9)	はい	いいえ	○ 固定資産税の通知書の写しなど

- (注) 1 同一年中に他の受贈者(後継者)に、特定事業用資産の贈与をしている者は含まれません。
- 2 「特定事業用資産に係る事業」には、その事業と同種又は類似の事業に係る業務や、その事業に必要な知識及び技能を習得するための高等学校、大学、高等専門学校その他の教育機関における修学を含みます。また、「業務の具体的内容等」の記載に当たっては、具体的に従事した期間、事業内容等を記載します。
- 3 「イの取得の日」は、後継者が、その事業に係る特定事業用資産について、最初に「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、その適用に係る相続又は遺贈による取得の日となります。
- 4 「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号に規定する事業をいい、「資産運用型事業」とは、同項第5号に規定する事業をいい、「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいいます。
- 5 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
- 6 所得税法第147条の規定により承認があったものとみなされる場合の承認を含みます。
- 7 「一定の建物又は構築物」とは、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第1項に規定する建物又は構築物をいいます。
- 8 「贈与者の事業の用」は、贈与者が1面の(2)の場合には、「特定事業用資産に係る事業を行っていた被相続人又は贈与者の事業の用」となります。また、事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。
- 9 特定事業用資産の対象となる一定の減価償却資産には、固定資産税の課税対象とされているもの、自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用されるもの、その他一定のもの(一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)が該当します。

〔令和4年分用〕「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8)の適用を受けるための提出書類を確認する際に使用してください。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用に係る贈与者ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

受贈者(特例適用者)

贈与者氏名:

住所 _____
 氏名 _____
 電話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

(注) 担保提供書及び担保関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の 認定書 (円滑化省令第6条第16項第7号又は第9号の事由に係るものに限り、)の 写し 及び円滑化省令第7条第10項(同条第12項において準用する場合を含みます。)の 申請書の写し	<input type="checkbox"/>
2	円滑化省令第17条第5項の都道府県知事の 確認書の写し 及び同条第4項の 申請書の写し	<input type="checkbox"/>
3	特定事業用資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類 (1) 租税特別措置法第70条の6の8第2項第1号ハに定める資産(地方税法第341条第4号に規定する償却資産に限り、) その資産についての地方税法第393条の規定による通知に係る 通知書の写し その他の書類(同法第341条第14号に規定する償却資産課税台帳に登録をされている次に掲げる事項が記載されたものに限り、) イ 当該資産の所有者の住所及び氏名 ロ 当該資産の所在、種類、数量及び価格	<input type="checkbox"/>
	(2) 租税特別措置法第70条の6の8第2項第1号ハに定める資産(自動車に限り、)並びに租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第2号及び第3号に掲げる資産 道路運送車両法第58条第1項の規定により交付を受けた 自動車検査証 (贈与の日において効力を有するものに限り、)の 写し 又は地方税法第20条の10の規定により交付を受けたこれらの資産に係る同条の 証明書の写し その他の書類でこれらの資産が自動車税及び軽自動車税において営業用の標準税率が適用されていること又は租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第2号イ若しくはロ若しくは第3号に掲げる資産に該当することを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
	(3) 租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第1号に掲げる資産(所得税法施行令第6条第9号ロ及びハに掲げる資産に限り、) 当該資産が所在する敷地が 耕作の用に供されていることを証する書類	<input type="checkbox"/>
4	贈与に係る契約書の写し その他の贈与の事実を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
5	後継者が贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特定事業用資産に係る租税特別措置法第70条の6の8第2項第2号ハに規定する事業に従事していた旨及びその事実の詳細を記載した書類 ※ 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシートに当該事項について記載してください。	<input type="checkbox"/>

〔令和5年分用〕「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受けるための適用要件を確認する際に使用してください。
2 「確認結果」欄の左側のみに〇がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用を受ける者ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
4 「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートを使用してください。

相続人等(特例適用者)

被相続人氏名:

住所
氏名
電話番号

Table with columns for inheritance tax agent, residence, name, and phone number.

Main table with columns for item, confirmation content, confirmation result, and basis for confirmation. Rows include business continuation, inheritance start, and successor status.

※ 2面に続きます。

(1面からの続きです。)

項目	確認内容 (適用要件)	確認結果		確認の基となる資料		
後継者 (相続人等)	申告期限 まで	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注4)	はい	いいえ	○ 認定書の写し	
		② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	○ 認定書の写し	
		③ その事業について開業の届出書を提出していますか。	はい	いいえ	○ 開業の届出書	
		④ その事業について青色申告の承認を受けている又は承認を受ける見込みですか。(注5)	はい	いいえ	○ 青色申告承認申請書	
		⑤ 被相続人から相続等により財産を取得した者が、租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等について同条第1項の規定の適用を受けていませんか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第11・11の2表の付表1など	
		⑥ 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第3号に係るもの)に限り、円滑化省令第18条第7項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けていますか。(注4)	はい	いいえ	○ 確認書の写し	
特定事業用資産	相続開始の直前	共通	① 次の区分に応じ、それぞれの日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている資産ですか。 イ 被相続人が1面の(1)に該当する場合 その被相続人の相続開始の日 ロ 被相続人が1面の(2)に該当する場合 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る相続開始の日又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日	はい	いいえ	○ 青色申告決算書
			② 特定事業用資産に係る事業は、不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業に該当しませんか。	はい	いいえ	○ 青色申告決算書
	宅地等	① 土地又は土地の上に存する権利で、一定の建物又は構築物の敷地の用に供されていますか。(注6)	はい	いいえ	○ 青色申告決算書、登記事項証明書など	
		② 被相続人の事業の用に供されていた宅地等のうち棚卸資産に該当しない宅地等ですか。(注7)	はい	いいえ	○ 青色申告決算書、登記事項証明書など	
	建物	○ 被相続人の事業の用に供されていた建物のうち棚卸資産に該当しない建物ですか。(注7)	はい	いいえ	○ 青色申告決算書、登記事項証明書など	
減価償却資産	○ 固定資産税の課税対象とされる資産など、租税特別措置法第70条の6の8第2項第1号ハに定める一定の減価償却資産に該当しますか。(注8)	はい	いいえ	○ 固定資産税の通知書の写しなど		

- (注) 1 「特定事業用資産に係る事業」には、その事業と同種又は類似の事業に係る業務や、その事業に必要な知識及び技能を習得するための高等学校、大学、高等専門学校その他の教育機関における修学を含みます。また、「業務の具体的内容等」の記載に当たっては、具体的に従事した期間、事業内容等を記載します。
- 2 「イの取得の日」は、後継者が、その事業に係る特定事業用資産について、最初に「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、その適用に係る贈与による取得の日となります。
- 3 「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の10第2項第4号において準用する同法第70条の6の8第2項第4号に規定する事業をいい、「資産運用型事業」とは、同法第70条の6の10第2項第5号において準用する同法第70条の6の8第2項第5号に規定する事業をいい、「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいいます。
- 4 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
- 5 所得税法第147条の規定により承認があったものとみなされる場合の承認を含みます。
- 6 「一定の建物又は構築物」とは、租税特別措置法施行規則第23条の8の9第2項において準用する同令第23条の8の8第1項に規定する建物又は構築物をいいます。
- 7 被相続人が1面の(2)の場合は、特定事業用資産に係る事業を行っていた被相続人又は贈与者をいいます。また、事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。
- 8 特定事業用資産の対象となる一定の減価償却資産には、固定資産税の課税対象とされているもの、自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用されるもの、その他一定のもの(一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)が該当します。詳細は「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

〔令和5年分用〕「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受けるための提出書類を確認する際に使用してください。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用を受ける者ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートを使用してください。

相続人等(特例適用者)

被相続人氏名:

住所 _____
 氏名 _____
 電話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

(注)担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)	<input type="checkbox"/>
2	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の認定書(円滑化省令第6条第16項第8号又は第10号の事由に係るものに限り。) の写し 及び円滑化省令第7条第11項(同条第13項において準用する場合を含みます。) の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
3	円滑化省令第17条第5項の都道府県知事の 確認書の写し 及び同条第4項の 申請書の写し	<input type="checkbox"/>
4	減価償却資産である特定事業用資産の次の区分に応じそれぞれ次に定める書類 (1) 地方税法第341条第4号に規定する償却資産(租税特別措置法第70条の6の10第2項第1号ハ)(機械装置など) その資産についての地方税法第393条の規定による通知に係る 通知書の写し その他の書類(同法第341条第14号に規定する償却資産課税台帳に登録をされている次に掲げる事項が記載されたものに限り。) イ 当該資産の所有者の住所及び氏名 ロ 当該資産の所在、種類、数量及び価格	<input type="checkbox"/>
	(2) 自動車等(租税特別措置法第70条の6の10第2項第1号、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第2号及び第3号) 道路運送車両法第58条第1項の規定により交付を受けた 自動車検査証 (相続の開始の日において効力を有するものに限り。) の写し 又は地方税法第20条の10の規定により交付を受けたこれらの資産に係る同条の 証明書の写し その他の書類でこれらの資産が自動車税及び軽自動車税において営業用の標準税率が適用されていること又は租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第2号若しくは第3号に掲げる資産に該当することを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
	(3) 所得税法施行令第6条第9号ロ及びハに掲げる果樹等(租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第1号) 当該資産が所在する敷地が耕作の用に供されていることを証する書類	<input type="checkbox"/>
5	被相続人が60歳以上で死亡した場合には、後継者が相続開始の直前において特定事業用資産に係る租税特別措置法第70条の6の10第2項第2号ロに規定する事業に従事していた旨及びその事実の詳細を記載した書類 ※ 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシートに当該事項について記載してください。	<input type="checkbox"/>

〔令和5年分用〕「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8)の適用を受けている人が、贈与者の死亡により、その特例の適用に係る特定事業用資産について租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用を受ける者ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 相続又は遺贈により取得した特定事業用資産(租税特別措置法第70条の6の9の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた特定事業用資産を除きます。)について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の特例の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートを使用してください。

相続人等(特例適用者)

被相続人(贈与者)氏名:

住所 _____

氏名 _____
電話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

項目	確認内容(適用要件)		確認結果		確認の基となる資料
後継者 (相続人等)	相続開始の時	○ その事業が、資産保有型事業、資産運用型事業及び性風俗関連特殊営業のいずれにも該当していませんか。 (注)	はい	いいえ	○ 青色申告決算書など
	申告期限まで	① 被相続人から相続等により財産を取得した者が、租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等について同条第1項の規定の適用を受けていませんか。 ② 円滑化省令第13条第6項(同条第8項において準用する場合を含みます。)又は第9項(同条第11項において準用する場合を含みます。)の確認を受けていますか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第11・11の2表の付表1など ○ 確認書の写し

(注) 「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の10第2項第4号において準用する同法第70条の6の8第2項第4号に規定する事業をいい、「資産運用型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の10第2項第5号において準用する同法第70条の6の8第2項第5号に規定する事業をいい、「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。

(注) 担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	円滑化省令第13条第12項の都道府県知事の 確認書の写し 及び同条第7項(同条第8項において準用する場合を含みます。)又は第10項(同条第11項において準用する場合を含みます。)の 申請書の写し	<input type="checkbox"/>
2	後継者が会社の設立に伴う現物出資により全ての特定事業用資産を移転した場合において、その移転につき税務署長の承認を受けているときは、次に掲げる書類 (1) 相続開始の時ににおける会社の 定款の写し (会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。) (2) 会社の 株主名簿の写し など、相続開始の時ににおける会社の全ての 株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 が確認できる 書類等 (その会社が証明したものに限りません。)	<input type="checkbox"/>